

【参考資料】

1 沖縄県男女共同参画計画改定の経過	65
2 沖縄県男女共同参画審議会委員名簿	66
3 沖縄県男女共同参画推進条例	67
4 沖縄県男女共同参画審議会規則	71
5 沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程	73
6 男女共同参画社会基本法	75
7 男女共同参画基本計画（第2次）の概要	80
8 年表～男女共同参画計画に関する国内外の動き～	83
9 用語解説	85
10 その他の法令等	
(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	92
(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	102
(3) 次世代育成支援対策推進法	106
(4) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	112
(5) 第49回婦人の地位委員会でなされた宣言（「北京+10」）	119

1 沖縄県男女共同参画計画改定の経過

年月	審議会	府内組織		
		推進本部 (副知事・部長)	幹事会 (課長)	実務者会議 (班長)
5月				
6月				
7月				
8月	第1回 (8/24) 計画体系図等の検討		第1回 (8/17) 計画体系図等の検討	第1回 (8/11) 計画体系図等の検討
9月				
10月				
11月				第2回 (11/28) 事業内容等の検討 ・素案作成
12月	第2回 (12/7) 事業内容等の検討・ 素案検討		第2回 (12/1) 事業内容等の検討・ 素案作成	

県民意見公募（パブリックコメント）実施：12月19日～1月18日

H19年 1月				
2月	第3回(2/15) 最終案の検討		第3回 (2/8) 最終案の検討	第3回 (2/1) 最終案の検討
3月	第4回(3/9) 知事への答申	推進本部への報告 (3/15)		
3月28日：沖縄県男女共同参画計画（後期）知事決裁				

2 沖縄県男女共同参画審議会 委員名簿

任期：平成18年3月30日～平成20年3月29日

分野	職業・所属団体等	氏名	備考
学 識 經 驗 者	弁護士	大城 光代	会長
	琉球大学（法文学部教授）	矢野 昌浩	副会長
	沖縄国際大学（総合文化学部講師）	桃原 一彦	
	名桜大学（非常勤講師）	与那嶺 涼子	
	医師（産婦人科医）	宮良 美代子	
	沖縄大学（人文学部助教授）	井村 弘子	
	那覇人権擁護委員協議会（会長）	比屋定 理英	
	元県広報アドバイザー	島袋 秀光	
関 係 團 體 等	ミルク工房おきなわ（代表者）	仲本 久子	
	連合沖縄女性委員（委員長）	富川 朝美	
	子育て情報ういづ（代表者）	田仲 由紀子	
	株式会社りゅうせき (取締役事業開発本部長)	富原 加奈子	
	社団法人日本青年会議所 沖縄地区協議会（副会長）	照屋 勝規	
	沖縄県女性団体連絡協議会 (副会長)	渡久地 澄子	
	地域活性化協力隊 We love Okinawa（共同代表）	中村 圭介	

3 沖縄県男女共同参画推進条例

(平成15年3月31日沖縄県条例第2号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第18条）
- 第3章 沖縄県男女共同参画審議会（第19条・第20条）
- 第4章 雜則（第21条）
- 附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならぬ。

沖縄県においては、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、また、社会のあらゆる分野における性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として存在しており、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、豊かで活力ある沖縄県を築くためには、本県の地域性等にも配慮しつつ男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち沖縄県民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当

該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよ

う努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間ににおける暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「沖縄県男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画審議会の意見を聽かなければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(基本理念の普及啓発)

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力をを行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求め

ることができる。

(県民等に対する支援)

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女間の暴力の防止)

第16条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の相談)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3章 沖縄県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第19条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雜 則

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

4 沖縄県男女共同参画審議会規則

(平成17年12月27日沖縄県規則第106号)

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）第20条第6項の規定に基づき、沖縄県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する5人以内の委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(関係者の出席)

第5条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、文化環境部平和・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

- 2 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第241条第2号の表中

沖縄県平和 祈念資料館 運営協議会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、平和祈念資料館の運営に関する事項について協議を行うこと。	文化環境部	平和祈念 資料館
-------------------------	---	-------	-------------

「

沖縄県男女共同参画審議会	沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、知事に対して意見を答申し、又は建議すること。	文化環境部	平和・男女共同参画課
沖縄県平和祈念資料館運営協議会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、平和祈念資料館の運営に関する事項について協議を行うこと。	文化環境部	平和祈念資料館

」に

改める。

5 沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程

(平成18年6月16日訓令第68号・教育委員会教育長訓令第7号・警察本部訓令第10号)

(設置)

第1条 本県における男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県男女共同参画行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) その他 男女共同参画行政に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員で組織する。

- 2 本部長は、文化環境部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、文化環境部長、教育長及び警察本部長をもって充てる。
- 4 本部委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する順序により、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、文化環境部文化生活統括監をもって充て、副幹事長は平和・男女共同参画課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(実務者会議)

第7条 推進本部に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、幹事会を補佐し、幹事会に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長及び班員で組織する。
- 4 班長は、平和・男女共同参画課男女共同参画班班長をもって充て、班員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

5 実務者会議は、班長が招集する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、文化環境部平和・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年7月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成5年5月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年6月25日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年6月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室長
総務部長
企画部長
福祉保健部長
農林水産部長
観光商工部長
土木建築部長

別表第2（第6条関係）

知事公室防災危機管理課長
総務部人事課長
企画部企画調整課長
文化環境部県民生活課長
福祉保健部高齢者福祉介護課長
福祉保健部青少年・児童家庭課長
福祉保健部障害保健福祉課長
福祉保健部健康増進課長
農林水産部農業支援課長
観光商工部商工振興課長
観光商工部雇用労政課長
土木建築部住宅課長
教育庁県立学校教育課長
教育庁生涯学習振興課長
警察本部生活安全部生活安全企画課長

別表第3（第7条関係）

知事公室防災危機管理課防災危機管理班班長
総務部人事課人事班班長
企画部企画調整課主幹
文化環境部県民生活課市民活動推進班班長
福祉保健部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長
福祉保健部青少年・児童家庭課母子福祉班班長
福祉保健部障害保健福祉課計画推進班班長
福祉保健部健康増進課母子保健班班長
農林水産部農業支援課農担い手班班長
観光商工部商工振興課芸術産業班班長
観光商工部雇用労政課主幹
土木建築部住宅課主幹
教育庁県立学校教育課課長補佐
教育庁生涯学習振興課課長補佐
警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐

6 男女共同参画社会基本法

[平成11年6月23日法律第78号
最終改正平成11年12月22日法律第160号]

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、

性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにあるが、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにあるが、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促

進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるとときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるとときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 - 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他の会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）一 略 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

公布の日

(委員等の任期に関する経過措置) 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置) 第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7 男女共同参画基本計画(第2次)の概要

(平成17年12月27日閣議決定)

第1部 基本的考え方

1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

- (1) 男女共同参画基本計画
- (2) 第1次基本計画策定後の主な取組
- (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

2 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項

- (1) 男女共同参画基本計画(第2次)の構成
- (2) 男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等
 - イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

- (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

- (4) 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進
 - ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
 - エ 男女間の賃金格差の解消
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - イ 再就職に向けた支援
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備
 - ア 公正な待遇が図られた多様な働き方の普及
 - イ パートタイム労働対策の総合的な推進
 - ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進
 - オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画
- (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備
 - ア 起業支援策の充実
 - イ 雇用・起業以外の就業環境整備

4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条

件・環境の整備

- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の推進
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者の社会参画に対する支援
- (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - ア 介護保険制度の着実な実施
 - イ 高齢者保健福祉施策の推進
 - ウ 介護に係る人材の確保
- (3) 高齢期の所得保障
- (4) 障害者の自立した生活の支援
- (5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - イ 体制整備

ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

エ 女性に対する暴力調査研究等

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

イ 相談体制の充実

ウ 被害者の保護及び自立支援

エ 関連する問題への対応

(3) 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

イ 被害者への配慮等

ウ 加害者に関する対策の推進等

エ 啓発活動の推進

(4) 売買春への対策の推進

ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

イ 児童に関する対策の推進

(5) 人身取引への対策の推進

ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進

イ 関係法令の適切な運用

ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進

エ 調査研究等の推進

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

(7) ストーカー行為等への対策の推進

ア ストーカー行為等への厳正な対処

イ 被害者等の支援及び防犯対策

ウ 広報啓発の推進

8 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

ア 妊娠・出産期における女性の健康

支援

イ 適切な性教育の推進

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

ア H I V／エイズ、性感染症対策

イ 薬物乱用対策の推進

ウ 喫煙、飲酒対策の推進

9 メディアにおける男女共同参画の推進

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

ウ メディア・リテラシーの向上

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女平等を推進する教育・学習

ア 初等中等教育の充実

イ 高等教育の充実

ウ 社会教育の推進

エ 教育関係者の意識啓発

オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

ア 生涯学習の推進

イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

ウ 進路・就職指導の充実

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(1) 國際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

ア 「G A Dイニシアティブ」に基づく取組の推進

イ 国連の諸活動への協力

ウ 女性の平和への貢献

エ 國際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

オ あらゆるレベルにおける国際交流

・協力の推進

カ N G Oとの連携・協力推進

12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

(1) 科学技術

(2) 防災

(3) 地域おこし、まちづくり、観光

(4) 環境

第2部における数値目標（再掲）

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 国の地方公共団体、N P O、N G Oに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

3 女性のチャレンジ支援

年表～男女共同参画に関する国内外の動き～

年	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き
昭和20年 (1945)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合発足 ・「国際連合憲章」採択 前文で「男女平等」をうたう 		
昭和21年 (1946)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「婦人の地位委員会」設置 		
昭和22年 (1947)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本国憲法」施行 (男女平等が基本的人権) 	
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連国際婦人年 ・第1回世界女性会議をメキシコシティで開催 ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 	
昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の10年(1976～1985) 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人担当専任職員配置
国連婦人の10年～51年(1977～1984)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人関係行政連絡会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置
昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女子差別撤廃条約」採択 		
昭和55年 (1980)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」への署名 	
昭和56年 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
昭和59年 (1984)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定
昭和60年 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回世界女性会議をナイロビで開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」制定 	
昭和62年 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」策定 	
平成3年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性副知事誕生
平成4年 (1992)			<ul style="list-style-type: none"> ・「女性政策室」設置 ・「女性行政推進本部」設置
平成5年 (1993)			<ul style="list-style-type: none"> ・「DEIGOプラン21」策定 ・(財)おきなわ女性財団設立
平成6年 (1994)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置 	

年	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き
平成7年 (1995)	・第4回世界女性会議を北京会議で開催 「北京宣言及び行動綱領」を採択		
平成8年 (1996)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・沖縄県女性総合センター“ているる”開館
平成10年 (1998)			・「DEIGOプラン21」改定
平成11年 (1999)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行	
平成12年 (2000)	・国連特別総会 「女性2000年会議」をニューヨークで開催 「政治宣言」及び「成果文書」を採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」制定	
平成13年 (2001)		・「育児・介護休業法」改正、一部施行 ・「DV防止法」公布、一部施行	
平成14年 (2002)			・「沖縄県男女共同参画計画(DEIGOプラン)」策定
平成15年 (2003)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」閣議決定	・「沖縄県男女共同参画推進条例」公布・施行
平成16年 (2004)		・「DV防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	
平成17年 (2005)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」宣言採択	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・「沖縄県男女共同参画審議会規則」公布・施行
平成18年 (2006)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」策定 ・「女性問題懇話会」廃止 ・「沖縄県女性総合センター」を「沖縄県男女共同参画センター」に名称変更し、指定管理者制度の導入 ・「男女共同参画行政推進本部」設置
平成19年 (2007)			・「沖縄県男女共同参画計画」の改定

9 用語解説

A～Z

● H I V (human immunodeficiency virus)

ヒト免疫不全ウィルス。エイズの原因ウィルスで、つぎつぎと免疫細胞を浸食し免疫機能を低下させていく。→ p 22

● N G O (エヌ・ジー・オー、Non Governmental Organization(非政府組織)の略称)

政府の活動と区別される民間の活動を行う組織、団体。特に、福祉、人権、環境、開発、途上国への援助等の分野で活動を行う市民団体。→ p 35

あ行（あ～お）

● 一時保育事業

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短期勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため実施する事業。→ p 63

● エイズ (Acquired Immunodeficiency Syndrome AIDS)

後天性免疫不全症候群。病原体はHIV。性交・輸血・血液製剤の使用などで男女とも感染する。免疫機構が破壊され、通常なら発病しない細菌やウィルスでも発病し、カポジ肉腫など悪性腫瘍を合併する。死亡率が非常に高い。→ p 22

● エンパワーメント (empowerment)

力をつけること。自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発進力。→ p3、p17

● 延長保育事業

11時間の開所時間前後の時間において、さらに概ね30分、1時間の延長保育又は平均対象児童数5人以下の延長保育を実施する事業。→ p 63

か行（か～こ）

● 改正育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、育児又は介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした法律。平成16年に育児休業・介護休業の対象者の拡大、育児休業期間の延長等が盛り込まれた改正がなされた。施行は平成17年4月1日。→ 33 p

● 家族経営協定

経営内の家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確にし、農業経営の近代化を図ることを目的とするもので、

女性農業者の地位の確立や農業後継者の育成につながることが期待されている。

→32 p

● 間接差別

外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与える、しかもその基準等が職務と関連性がない等、合理性・正当性が認められないもの。→p6、p31

● 休日保育事業

日曜・祝日等の保護者の勤務等により、児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため実施する事業。→ p 63

● 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むかを示す計算値。その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値。日本の場合、人口を維持するための数値は2.08程度と言われている。→ p 24、

● 高齢化率

65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。→ p 25

● 高齢社会

人口の高齢化が進み、総人口に占める高齢者（65歳以上の者）の比率が高い水準の社会で、高齢化率が14%を超えた社会のこと。→ p 25

● 国連婦人の10年

1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。→ p 2、

● 子育て支援事業

(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において、一定期間養育・保護を行う事業。

→ p 63

(トワイライトステイ)

保護者が恒常的な残業や変則勤務等の事由により、帰宅が夜間や深夜となるなど生活指導等の面で困難となった場合に、児童を保護する事業→ p 6 3

● 固定的な役割分担意識（固定的役割分担意識）

「男は仕事、女は家庭」「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識をいう。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、女性問題を考えうえでの“キーワード”であるといえる。また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく、役割への期待が反映されているといわれている。→ p 15

さ行（さ～そ）

● 性感染症（=性行為感染症、STD [sexually transmitted disease]）

性行為を通して感染した諸疾患症の総称。従来の性病に加えて、非淋菌性尿道炎・性器ヘルペス・B型肝炎・成人T細胞白血病（ATL）・後天性免疫不全症候群（エイズ）など。→ p 22

● 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

（Reproductive health/rights）

子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決める権利を認めようとする考え方。ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。

→ p 22

● ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれについての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。→ p 16

● 次世代育成支援推進法

平成15年7月に制定された少子化対策の推進を目的とする法律で、平成27年までの時限立法。地方公共団体及び事業主に対し、国の指針に基づく子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ（従業員数が300人以下の企業は努力義務）、国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組む内容を定める。→ p 1 その他の法令等（p106）を参照。

● 実際の出生率（=合計特殊出生率）

厚生労働省が毎年発表している「人口動態統計月報年計の概況」において、

「合計特殊出生率」として、発表している。

最新のデータは、平成17年が全国1.25、沖縄県1.71人

平成16年が全国1.29人、沖縄県1.72人 → p 25

● 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効した。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。→ p 2、その他の法令等（p ）を参照。

● 女性2000年会議（国連特別総会「女性2000年会議」）

第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催された。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択された。→ p 3

● 女性認定農業者

「認定農業者制度」とは、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業者が立てた農業経営改善計画を市町村の策定した基本構想に照らして、認定する制度で、認定されると、その計画達成に向けて、資金の借入や農地の斡旋など様々な支援措置を受けることができる。女性の農業経営の参画を促進し、女性が農業経営者としての位置づけを明確化するためには、女性も積極的に認定農業者になることが重要。→ p 63

● ストーカー（stalker）

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に感心を抱いている（抱くようになるはずだ）と病的に思いこみ、執ように相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える人のことをいう。→ p 20

● セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ（sexual harassment=セクハラ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

→ p 20、

● 積極的改善措置（ポジティブアクション）

「積極的改善措置」（ポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。→ p 31、

た行（た～と）

● 男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画に係る、初めての法定計画である。同基本法第13条において、政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である、男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定している。→ p 1、p5、第2次計画の概要はp80を参照。

● 男女共同参画社会

男女が、社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

→ p 1、p 10、p15

● 男女共同参画社会基本法

平成8年7月、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」の中で、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律についての検討が提言され、平成11年6月23日に公布・施行された法律。法律の目的は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進すること。

また、「基本法」とは、国政の重要分野について、制度・政策に関する基本方針を明示したもの。形式としては一般的の法律で、他の法律の上位法ではないが、対象となる政策分野の施策を方向付けるものであり、実質的には、その対象分野について他の法律に優越する性格を持つと考えられている。→ p 5

● 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保など女性労働者の福祉の増進に関する法律」といい、「募集及び採用」「配置及び昇進」「教育訓練」等の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る等の措

置を推進することを目的とするもの。平成18年に改正がなされ、性差別禁止の範囲の拡大（「女性に対する差別の禁止」から「男女双方に対する差別の禁止」へ）や、差別禁止の対象の明確化・追加、間接差別の禁止等が盛り込まれた。

これまで女性労働者を対象としていたセクシュアル・ハラスメント対策も男性労働者もその保護の対象になった。（施行は平成19年4月1日）

→ p 6、p 31、その他の法令等（p 102）を参照。

● 地域子育て支援センター

保育所等において、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談児童、子育てサークル等への支援などを実施する。→ p 63

な行（な～の）

● ノーマライゼーション

障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。→ p 26、p 20、その他の法令等（p ）を参照

は行（は～ほ）

● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制（発見者による通報、配偶者暴力相談支援センターによる保護等、裁判所による保護命令その他この法律で規定されている措置等）を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された法律。（平成13年公布施行。平成16年一部改正）→ p 1

● ファミリー・サポート・センター

育児又は軽易な介護の援助を行いたい者と、援助を受けたい者が、地域（市町村）で相互援助活動を行う会員組織のこと。市町村が設置運営を行う。

● 夫婦が望む子どもの数

「国立社会保障・人口問題研究所」が5年ごとに実施している「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」において、調査している。

最新のデータは、平成17年度調査の第13回調査のデータであり、全国のデータのみである。

第13回（平成17年）2.48人、第12回（平成14年）2.56人 → p 25

● 婦人の地位向上委員会（国連婦人の地位向上委員会、CSW）

経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946年6月に設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上

に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会（第3委員会）に対して勧告を行う。→ p 2

● 北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。具体的には、<1>女性と貧困、<2>女性の教育と訓練、<3>女性と健康、<4>女性に対する暴力、<5>女性と武力闘争、<6>女性と経済、<7>権力及び意思決定における女性、<8>女性の地位向上のための制度的な仕組み、<9>女性の人権、<10>女性とメディア、<11>女性と環境、<12>女児から構成されている。→ p 3

● パートナーシップ (partnership)

友好的な協力関係。互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係をいい、共存・共生できる関係ともいえる。→ p 36

● バリアーフリー (barrier free[障壁のない意])

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差をなくすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受けとめられ、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味で用いられている。→ p 26

ま行（ま～も）～ん

● メディア・リテラシー (media literacy メディア識字、メディア解読能力)

メディア（新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体）の内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力（メディアを使って表現する能力も指す。）のこと。これは、メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力（情報を伝達するメディアそれぞれの特質を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力）、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3要素が有機的に結合したもの。→ p 18

● 夜間保育事業

夜間の時間帯の保護者の勤務等により、児童が保育に欠けている場合の夜間保育の需要に対応するため実施する事業。→ p 63

10 その他の法令等

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：平成16年6月2日法律第六四号

第1章 総則（第一条・第二条）

第1章の2 基本方針及び基本計画（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雜則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

ること。

- 二 被害者的心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、

必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるとときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律

第一百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適かつ迅速な処理)

第9条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行について被害者から苦情の申出を受けたときは、適かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）によりその生命又は

身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下の項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命

令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができます。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身體に対する暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第十条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する

暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。）について前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項について更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足り

る。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁

判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第10条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せ

られた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない

場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人そ

の他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第一項（第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相

談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が

発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第1条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年七月一日法律第百十三号)

最終改正：平成一八年六月二一日法律第八二号

(最終改正までの未施行法令)

平成十八年六月二十一日法律第八十二号（未施行）

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

第1節 女性労働者に対する差別の禁止等（第5条—第13条）

第2節 調停（第14条—第19条）

第3節 事業主の講ずる措置に対する国の援助（第20条）

第3章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置（第20条—第23条）

第4章 雜則（第24条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確

保を妨げている諸要因の解消を図るために、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 女性労働者の職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、女性労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、

その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

第1節 女性労働者に対する差別の禁止等

(募集及び採用)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない。

(配置、昇進及び教育訓練)

第6条 事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(福利厚生)

第7条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるものについて、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第8条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項 若しくは第二項 の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第9条 第5条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均

等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第五条及び第六条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聞くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聞く」と読み替えるものとする。

(苦情の自主的解決)

第11条 事業主は、第六条から第八条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第12条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号。第十四条第一項において「個別労働関係紛争解決促進法」という。）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第十九条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第13条 都道府県労働局長は、前条に規定

する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

- 第14条** 都道府県労働局長は、第十二条に規定する紛争（第五条に定める事項についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争解決促進法第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。
- 2 前条第二項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

- 第15条** 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。
- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

- 第16条** 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聞くものとする。

- 第17条** 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第18条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

- 第19条** この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3節 事業主の講ずる措置に対する国の援助

第20条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する女性労働者の配置その他の雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

第3章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

- 第21条** 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよ

う雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第22条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにならなければならない。

第23条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第4章 雜則

（調査等）

第24条 厚生労働大臣は、女性労働者の職

業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徵収並びに助言、指導及び勧告）

第25条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）

第26条 厚生労働大臣は、第五条から第八条までの規定に違反している事業主に對し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）

第27条 （略）

（適用除外）

第28条 第2章、第25条及び第26条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第3章の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人等の労働關係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第4号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

附 則（略）

(3) 次世代育成支援対策推進法

〔平成15年7月16日
法律 第120号〕

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針（第7条）

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条—第11条）

第3節 一般事業主行動計画（第12条—第18条）

第4節 特定事業主行動計画（第19条）

第5節 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

第3章 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

第4章 雜則（第22条・第23条）

第5章 罰則（第24条—第27条）

附則

ければならない。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するため必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われな

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画

及び第19条第1項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二次世代育成支援対策の内容に関する事項
三その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、

住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に

関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第11条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を

届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第3項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第14条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適當でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第

141号) 第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものとす。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第12条第1項又は第3項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第4節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第5節 次世代育成支援対策推進センター

第20条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第1項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るために活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において

協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雜則

（主務大臣）

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第9条第4項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

（権限の委任）

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかつた者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者

は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条第2項の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第20条第5項の規定に違反した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条、第25条又は前条第1号から第3号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則（略）

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかななる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかななる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とす

る特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与

える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第11条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 繙続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修

正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識

字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(5) 第49回婦人の地位委員会でなされた宣言（「北京+10」）

平成17年3月4日採択
内閣府（仮訳）

1995年北京で開催された第4回世界女性会議から10年目の記念となる年にニューヨークで開催されている第49回婦人の地位委員会に集う我々政府代表は、第4回世界女性会議及び“女性2000年会議－21世紀に向けての男女平等・開発・平和－”と題された題23回国連特別総会の成果文書のレビューと、2005年9月14～16日に開催予定の国連ミレニアム宣言のレビューに関する首脳級会合への貢献という観点から、

1. 第4回世界女性会議で採択された北京宣言・行動綱領及び第23回国連特別総会の成果文書を再確認する。
2. 男女平等を実現するためにこれまでなされた進歩を歓迎し、北京宣言・行動綱領及び第23回国連特別総会の成果文書の実施に際してはなお存続する挑戦や障害を強調し、またそれらの完全かつ迅速な実施のために更なる行動に着手することを誓う。
3. 北京宣言・行動綱領の完全かつ効果的な実施は、国際的に合意された開発目標を成し遂げるために必要不可欠であることを強調する。これには、ミレニアム宣言を含むものとする。そして、ミレニアム宣言のレビューに関する首脳級会合においてジェンダーの視点を取り入れるとの必要性も強調する。
4. 北京宣言・行動綱領の実施と女子差別撤廃条約の履行は、男女平等と女性のエンパワーメントの達成を相互に強化するものであることを認識する。
5. 国連システム、国際・地域機関、あらゆる分野のNGOを含む市民社会、すべての女性と男性が、北京宣言・行動綱領及び第23回国連特別総会の成果文書の実施に対し、最大限に意思表明を行い、そして貢献を強化することを求める。

沖縄県男女共同参画計画（後期）

平成19年3月

発行 沖縄県文化環境部 平和・男女共同参画課
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL：098-866-2500
FAX：098-866-2589